

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、垂水土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井地区）計画を変更することについて平成20年2月7日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀